

平成28年宇治田原町文教厚生常任委員会

平成28年1月19日

午後1時30分開議

議事日程(1の1)

(戸籍・保険課、福祉課、健康長寿課所管分)

委員長挨拶

理事者挨拶

日程第1 第4四半期の事業執行状況

○戸籍・保険課所管

○福祉課所管

○健康長寿課所管

日程第2 所管事項報告

○戸籍・保険課所管

・人口動態集計について

・平成27年度国民健康保険特別会計(事業勘定)予算決算見込概要について

・平成28年度宇治田原町国民健康保険制度改正について

・後期高齢者医療保険第5期(平成28・29年度)保険料改定について

○福祉課所管

・第2期宇治田原町地域福祉計画の策定について

日程第3 その他

議事日程(1の2)

(教育課所管分)

日程第1 第4四半期の事業執行状況

○教育課所管

日程第2 所管事項報告

・学校給食における衛生管理マニュアル等について

日程第3 その他

1. 出席委員

委員長	7番	垣内秋弘	委員
副委員長	3番	山内実貴子	委員
	5番	今西久美子	委員
	8番	奥村房雄	委員
	9番	原田周一	委員
	12番	田中修	委員

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

副町長	田中雅和君
教育長	増田千秋君
理事兼企画・財政課 財政課長	小西基成君
理事兼福祉課長	大江輝博君
戸籍・保険課長	長谷川みどり君
福祉課 こども未来室参事	立原信子君
宇治田原保育所長	山下愛子君
地域子育て支援 センター所長	中田正代君
健康長寿課長	黒川剛君
保健センター所長	小川英人君
教育次長	谷村富啓君
教育課長	岩井直子君
教育課課長補佐	池尻一広君
教育課 生涯学習推進参事	塚本吏君
共同調理場所長	廣島照美君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	久 野 村 観 光 君
庶 務 係 長	岡 崎 貴 子 君

開 会 午後1時30分

○委員長（垣内秋弘） 皆さん、こんにちは。

大寒を迎えようとしており、寒さ厳しい毎日が続いておりますが、皆様にはご健勝のこととお喜び申し上げます。

本日は、閉会中における文教厚生常任委員会を招集いたしましたところ、町当局の関係者をはじめ委員の皆様には、多忙なところご出席をいただきましてまことにありがとうございます。

スムーズな委員会運営のため、所管課の審査を分割し、初めに、戸籍・保険課、福祉課、健康長寿課所管分を行い、引き続き教育課所管分を行うことといたしたいと思えます。

また、本日の委員会において不適切な発言等がありました場合には、委員長において精査を行うことといたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ありがとうございます。

町当局におかれましては、所管職員の出席につきましての調整をよろしくお願いしたいと思えます。

ここで、理事者よりご挨拶をお願いいたします。副町長。

○副町長（田中雅和） 本日はご苦勞さんでございます。

年を明けて初めての委員会でございます。ことしどうぞよろしくお願いいたします。

暖冬と言われますが、寒さも厳しい時期となっております。昨夜から北海道、北陸、あるいは北日本では大雪に見舞われておりまして、近畿におきましても今晚あたりからまた北部を中心に大雪になるというふうに予報も言われております。

皆さんにおかれましては、ご健勝にてご活躍のことと存じます。委員各位には、平素から宇治田原町行政の推進に何かとご理解とご尽力をいただきますことに深く感謝申し上げます。

今月、1月の10日には早朝から宇治田原町消防団出初め式にご臨席を賜り、また、引き続き午後には成人式にご出席をいただきましてありがとうございます。

本日は、公私ともお忙しいところ文教厚生常任委員会にご参集いただきありがとうございます。垣内委員長、山内副委員長のもと常任委員会を開催していただき、第4四半期の事業執行状況の説明及び各課所管事項報告をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（垣内秋弘） ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は6名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の文教厚生常任委員会を開きます。

会議は、お手元に配付しております会議日程（1の1）により進めさせていただきます。

また、関係資料も配付しておりますので、あわせてご参照願います。

それでは、これより議事に入ります。

日程第1、各課所管に係ります平成27年度第4四半期の事業執行状況を議題といたします。

まず、戸籍・保険課所管について当局の説明を求めます。長谷川課長。

○戸籍・保険課長（長谷川みどり） それでは、戸籍・保険課に係ります事業執行状況につきましてご説明させていただきます。

資料の1ページをごらんください。

まず、高齢者人間ドックは、現在29人の申し込みで、受診期限が3月31日となっております。

次に、人間ドック等委託事業は今年度事業終了になりまして、今年度171件の申し込みに対して受診件数は155件でした。

それから、次に、特定健康診査実施事業は、今年度事業完了でございますが、今年度受診件数743件となっておりますが、これは現段階での請求が来た分でございますが、この件数についてはいまだちょっと流動的でございます。

次に、生活習慣病予防対策事業は、引き続き特定健診の結果等を受けまして保健指導を実施いたします。このたび、26年度の京都府内の集計が出ましたけれども、宇治田原町は京都府内で1位でございました。

次に、健康意識啓発事業ですが、特定健診等受診時点では、特定保健指導等の受診の対象とならない、または特記すべき所見がない者が対象で、健診を健康に対する動機づけ機会と捉え、効果的な予防方法を周知し、健康に対する意識の啓発向上を図るものがございます。

1月中旬より、保健指導対象にならない方全てに勸奨チラシを郵送し、今年度は中性脂肪に着目し、値の外れている方50名程度に対して個別訪問を実施しております。

次に、2ページ目なんですけれども、後期高齢者健康診査事業も今年度事業完了で、受診件数302件、これも特定健診と同様に、現段階で請求が来た分でございます、この件数についても流動的でございます。

最後に、国民健康保険健全化計画の執行管理ですが、引き続き27年度の医療費状況の把握と分析を実施いたします。主な事業は、表面の2番、人間ドック等委託事業から5番まででございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。今西委員。

○委員（今西久美子） 4つ目の生活習慣病予防対策事業で、保健指導率が今、京都府下1位だったというような、26年度ありましたが、ご説明がございましたので、素晴らしいことやと思うんですが、その辺の要因、1位になった要因というのをどのようにお考えでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 長谷川課長。

○戸籍・保険課長（長谷川みどり） 最初の初回面接のときに積極的に、委託している保健師とともに職員が同行しまして、積極的に回らせていただいたのが第1の要因ではないかなと思っております。6カ月という期間もありますけれども、引き継いでいかはるように、その辺のを保健所も指導していただいたことも要因ではないかなと思っております。失礼します。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） そうやって積極的に職員も一緒にということで、職員さんが一緒やったら住民の方も安心されると思うので、この指導することで住民の皆さんがより健康になっていくということも含めて、引き続きご努力をお願いしたいと思います。すばらしいと思います。以上です。

○委員長（垣内秋弘） ほかにございませんか。原田委員。

○委員（原田周一） ちょっと今のに関連して、ちょっと記憶で申しわけないんですけれども、特定健診を受けるときに、こういう指導を受けますか、受けませんかみたいな何か丸つける欄あったように記憶しているんですけれども、そうすると例えばそういう指導を受けないというような人が結局何人ぐらいいるのか。要は、これ指導率ということは、これは受診者に対しての指導率なんか、例えばそういう指導を受けないという人を外したうちの対象数字になっているのか、その辺はどうなんですか。

○委員長（垣内秋弘） 長谷川課長。

○戸籍・保険課長（長谷川みどり） この率でございますけれども、特定健診とか人間ドックのメタボリックとか判定された人とか、糖尿病を罹患している、もしくは罹患するおそれのある方を分母としまして、その中で指導を受けはった方という形になります。その率でございます。全体の数字じゃなくて、その対象と、基準値が外れている方に対しての率でございます。

○委員長（垣内秋弘） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようでございますので、戸籍・保険課所管の質疑を終了いたします。

次に、福祉課所管について当局の説明を求めます。大江理事。

○理事兼福祉課長（大江輝博） それでは、福祉課所管分の第4四半期の事業執行状況につきましてご説明させていただきます。

1点目の障がい者基本計画等推進事業でございますが、年間、今年度は2回委員会を開催するというところで、3月中旬に2回目の委員会、計画の進行管理につきましてご審議をいただきたいというふうに考えております。

2点目の臨時福祉給付金事業ですが、昨年10月から支給開始をしております、とし2月の末、29日までを申請の受け付け期限としております。現在のところ、1,146人の方に支給済みでございます。予算に対しましては65%の支給率になります。

子育てサービス利用者支援事業でございますが、昨年10月から窓口を開設しまして、情報誌も発行をしているところでございます。現在のところ13件の相談を受け付けさせていただいております。

4点目のパパの子育て応援事業ですが、1月中旬、パパの妊婦体験、これも既に終わっておりますが、1月16日に実施をいたしました。2月にパパと妊婦の講座、中旬に予定をしております。救急法を予定しておるところでございます。これで年間11回の予定の事業が終わることになります。

5点目の子育て世帯臨時特例給付金事業ですが、既に本町のほうで把握しております対象者の受け付けは終了しておりますが、公務員等職場で申請書を受け取られる方につきましては、随時受け付けを行わせていただいております。現在、町のほうで対象と思われる方には1,149人の方に既に給付をしております。もうほぼ

100%に近い数値で給付が終わっているところでございます。

6点目の多子家庭応援保育料軽減事業は、前回の状況と変わりございません。昨年9月に保育料の決定をしている内容でございます。

最後に、7点目の地域福祉計画策定事業ですが、12月に1回目の委員会を開催いただきまして、1月、今月15日に既にアンケートの発送をしておりますが、アンケート調査を実施し、3月の下旬に第2回の委員会を開催する予定でございます。この内容につきましては、後ほど所管事項報告といたしまして、詳細につきまして報告させていただきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方、挙手願います。今西委員。

○委員（今西久美子） すみません、2番の臨時福祉給付金事業なんですが、今ご報告で1,146人に給付済みと、予算額に対して65%というご報告がありましたけれども、これあと1カ月半ぐらいまだ受け付けが続きますが、あと約35%、予算額なのでね、はっきりわかりませんが、の方については申請がまだやということだと思うんですが、その辺の対応は何かお考えでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 大江理事。

○理事兼福祉課長（大江輝博） 残り35%は予算に対しまして35%で、必ずしも35%の方が申請しておられないということではないというように思っております。

なお、申請につきましては税務担当のほうで未申告の方に再度通知をするなり、申告をしていただくことによりまして対象となる場合がありますというようなお知らせ、あるいは毎月、町広報誌のほうでも臨時福祉給付金の広報もずっと毎回続けさせていただき、また、町ホームページのほうでも掲載をしているところがございます。こういったことで啓発には努めているというように考えております。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） これはやっぱり制度そのものの問題点が今までからもあると思うんです。その対象者が本当にはっきり町としてもつかめない、担当課としてはつかめないというところに大きな問題はありますかと思っておりますが、それでももらえるのに、もう要らんという人はいいんですけれども、もらえるのに知らなくてもらえないというふうなことがないように、今後も引き続きご努力をお願いしたいと思います。

それともう1点、子育てサービスの利用支援事業ということで、昨年10月から専門

の相談窓口を開設いただきました。今、13件というご報告でしたけれども、これ保育所内にあるということだと思えるんですけども、その保育所に通われている保護者以外の方が相談に行きにくい行きやすいか、ちょっと私もわかりませんが、その辺はどのようにお考えでしょうか。13件というのが保育所に通っている子どもさんの保護者以外の方と分けて把握をしておられるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（垣内秋弘） 大江理事。

○理事兼福祉課長（大江輝博） まず、13件の相談ということでございますが、全て乳幼児を対象とした内容であったというように、その相談内容はそうなっております。どこかに窓口を開設するというので当初から考えておりましたが、子育てに関する相談ということで、町のほうでは子育て支援センターを窓口とするというのが一番最適ではないかということで開設をしているところであります。必ずしも固定ではございませんので、今のところこういう形で実施をしているということで理解いただきたいというように思います。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） 特に、保健センター等で乳児健診等々ございますね。そういうところにぜひ出かけて行っていただいて、子育て相談やっていますみたいな、そういうPRをしながら、そういう窓口も開設していただけないかなと。あと子育て支援センターとしてはあちこち出かけても行っていただいておりますし、そういうところでも相談員の方に一緒に行っているのかどうかちょっとわかりませんが、そういうことも含めて、その相談の窓口を広く開設していただけたらと思うんですが、どうでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 大江理事。

○理事兼福祉課長（大江輝博） 基本といたしましては、支援センターの内部で窓口を開設しておりますが、以前にご要望もいただきましたとおり、あそびの広場で出向いてお出かけする場合には、そこに随行して臨時的に相談窓口を開設しているというような対応もしております。ただ、保健センターの事業でありますので、全ての場所でできるというものでもございませんので、広報なり啓発に努めたいというように考えております。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） よろしくお願ひします。

それともう1点、4番目のパパの子育て応援事業なんですけど、これ11回終わったと

ということですが、大体延べでお父さんのご参加というのはどれぐらいあったんでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 大江理事。

○理事兼福祉課長（大江輝博） それでは、1月16日までで10回の事業開始、終わっておりますが、親の参加が92名、それからお子さんが77人、合わせまして169人になりますが、そのうち父親のほうは28人参加いただいたというような結果になっております。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） 非常に私いいことやと思うんですね。土曜日に開催もしていただいて、よりお父さんが参加しやすいような環境づくりもしていただいていると思いますので、ここも引き続き頑張っていただけたらなというふうに思います。以上です。

○委員長（垣内秋弘） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようですので、福祉課所管の質疑を終了いたします。

引き続き、健康長寿課所管について当局の説明を求めます。黒川課長。

○健康長寿課長（黒川 剛） それでは、健康長寿課所管の事業執行状況につきましてご説明を申し上げます。

まず、1点目、介護職員初任者（ホームヘルパー）の養成事業でございますが、現在、申請のほうはございません。

2点目、高齢者地域生活支援事業でございますが、1月5日現在で診断書のほうの助成につきまして27件、介護タクシーにつきまして2件の申請がございます。

3点目、健やかうじたわら21プラン改定事業でございますけれども、1月、これパブコメ終了と書いてございますが、昨年12月18日から昨日1月18日までパブリックコメントを実施させていただいておりました。メールですとか文書のほうでの提出はございませんでした。これを受けまして、2月23日に次の委員会のほうを開催していただきまして、町長のほうに計画の具申をいただく予定でございます。3月には最終確定という形で計画の策定をさせていただきたいと考えてございます。

4点目、各種がん検診でございます。右側のほうをごらんいただきたいんですけども、乳がんにつきましてはことしから宇城久医師会での実施時期を6月から8月という形に変更させていただきまして、昨年10人であったものが22人の量になってございます。2倍等になってございます。綴喜医師会につきましては2月まで実施してござい

す。

各種がん検診、集団検診等でございますけれども、胃、肺、大腸につきましては12月に開催し、こちらのほうに書いている人数が受診者でございます。乳がんにつきましては1月26日から28日、来週でございますが、実施予定で、これは受診申し込み者数の状況でございます。子宮につきましては、府内の各医療機関で個別の受診という形でございますので、これも申し込み者数という形で、27年数値につきましては暫定値という状況でございます。

5点目、地域密着型介護老人福祉施設整備推進事業でございます。小規模特養の整備についてでございますけれども、2月の中旬に委員会のほうを開催させていただきまして、3月には事業者のほうを確定していきたいというふうに考えてございます。

6点目、SOSネットワーク「みんなで見守りうじたわらネット」事業でございます。資料作成当時には事前登録1件という形でしたが、先週にもう一人の方、高齢者の方で徘徊のおそれのある方が登録していただきましたので、こちらのほう1件から2件に現在ふえてございます。協力機関のほうにつきましては46件という形でございます。

7点目の在宅医療・介護連携推進事業につきましては、作成済みで既に配布しているところでございます。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方、挙手願います。原田委員。

○委員（原田周一） すみません、4番の各種がん検診事業、これ25年から27年、26、27見たらかなり受診者数ふえておるんですけれども、大変喜ばしいことなんですけれども、このふえた要因は何でしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 黒川課長。

○健康長寿課長（黒川 剛） 例年ですと「町民の窓」におきまして受診のご案内をさせていただき、ポスター等の掲出を行っていたんですけれども、今回につきましては町内の各医療機関、金融機関、商業施設等にポスター及びその場に申込書のほうを置かせていただきまして、それで気になったといいますか、興味持たれた方がそのまま申込書を持って帰っていただくという形での啓発に努めたところがございまして、それで結構、事業所さんのほうからも申込書のおかわりといいますか、なくなったからもう一度下さいというふうな形でございますので、そちらのほうの目に触れる機会をふやさせていただいたことが受診者の増加につながったのかなというふうに考えてございます。

○委員長（垣内秋弘） 原田委員。

○委員（原田周一） その広報がうまくいっているというような、その効果やいうことのようなんですけれども、これ国保の関係の医療費の、当然これ進行していくと高額医療ということになりますんで、今や90%はもうがんは治るといような病気でもあって、それは早期発見ということですから、できる限り、こういう形で受診者数の増につなげていっていただきたいと思うんで、よりよい広報のあり方をまた検討していただいて、ぜひ多くふやしていただくようお願いいたします。以上です。

○委員長（垣内秋弘） ほかに質疑のある方。今西委員。

○委員（今西久美子） 5番目の小規模特養なんですけど、2月に委員会開催、3月に事業者決定というご説明でしたけれども、ちょっと今現段階でどういうふうになっているのか、もう少し詳しくご説明をいただけませんか。

○委員長（垣内秋弘） 黒川課長。

○健康長寿課長（黒川 剛） この事業につきましては、公募を昨年実施いたしまして、募集はございませんでした。その後、町のほうから可能性のある事業所さんのほうに声をかけさせていただきまして、その事業所におきまして検討していただいていると、その方向性がおおむね出てきてはおるんですけれども、最終、法人さんとしましての確定というのがまだ決定できていないという状況でございます。

その状況が確定できましたら、委員会のほうにも、閉会といいますか、開催ございませんので、個別にご報告をさせていただいて、こういう方向で行きたいというものを報告させていただいた上で、2月の中旬に委員会といいますか、これは地域密着型の運営協議会の委員会がございまして、そちらのほうに報告させていただいて、その委員会におきましてゴーサインをいただくという形で考えております。3月には最終的な事業所のほうをどこどこですよという形で確定していきたいというふうに考えてございます。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） その検討していただいている事業所さんについて、その可能性としてはほぼいけるというふうな感触であるのかどうか。

それともう1点、その前回応募がなかったことについて、議会のほうからもその補助金的なものを考えてはどうかというような意見もあったところですが、それについてはどのようなになっているのか。

○委員長（垣内秋弘） 黒川課長。

○健康長寿課長（黒川 剛） 実現性につきましては、こちらのほうで予定で書かせていただきますように、3月には事業者を決定できるであろうという見込みを立てているところでございます。

補助金につきましては、今後、予算等も絡んでまいりますので、こうですよと確定のものではございませんけれども、考え方といたしましては他の福祉施設の整備を前例といたしまして、考え方を踏襲して、一定の支援ができないかというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） わかりました。待機者も非常に多いところですので、期待をしたいと思います。

それともう1件、6番目のうじたわらネットの件ですけれども、事前登録が今2件ということでした。先日、課長にもお話をさせていただいたように、やっぱり知られていないというのがあるんじゃないかと、きのうもちよっとある方とお話をしていたときに、どこに申し込みに行ったらいいんですかみたいなそういうお話がありました。その辺やっぱり周知が非常に私は不十分ではないかと。もちろん対象者はケアマネさんを使ってはる方やろうし、ご家族の方にその辺の説明を再度していただけるようお願いしていただけないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 黒川課長。

○健康長寿課長（黒川 剛） 町内の各種ケアマネ事業所につきましては、昨年の12月にマイナンバー導入の関係がございまして、集まっていただく機会がございました。その際に、改めまして登録のほうをお願いしたいと、ケアマネさんのほうを通じて各家族さんのほうにはご案内してほしいというお願いをさせていただきました。

また、民生児童委員さんの協議会のほうにおきましても、改めまして町のほうからこういう制度、またその民生委員さんのかかわりにつきましてのご説明をさせていただいて、地域での担当していただいている区域内でそういう徘徊のおそれのある方がいらっしゃいましたら、声かけをしていただきたいというお願いをさせていただきまして、資料等を配布させていただいて、申し込みの手順等につきましてもお願いさせていただいたところでございます。

なお、不十分だということでございますので、また折を見まして、折々を見まして、そういう形で声かけをさせていただきたいと思っております。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） 登録しとけば絶対安心ということでは私はないとは思いますが、それでもやはり協力機関はどんどんふえておりますし、これだけの人が見守っているんやということもあるので、必要な方は私は2件ぐらいじゃないと思いますよ。実際はもっとニーズがあると思うので、その辺は十分ご認識いただいて、啓発に努めていただきたいというふうに思います。以上です。

○委員長（垣内秋弘） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようですので、健康長寿課所管の質疑を終了いたします。

これで、日程第1、第4四半期の事業執行状況を終わります。

次に、日程第2、所管事項報告についてを議題といたします。

戸籍・保険課所管の人口動態集計について当局の説明を求めます。長谷川課長。

○戸籍・保険課長（長谷川みどり） それでは、人口動態集計についてご説明させていただきます。

まず、横長の資料をごらんください。

人口動態集計につきまして、第3四半期、10月から12月期の人口は34人減少し、第1四半期以来、再び人口減少に転じました。死亡が出生を11人上回る自然動態の傾向は前期と変わりませんでした。前期は12人の増加でありました社会動態で23人の転出超過となったことが今期の人口減少の要因となりました。

一番右端、一部転出者の在住年数では1年から5年未満の者が18人と最も多く、次いで20年以上の者及び10年から15年の者が11人となっております。

外国人の実習生や終了し転勤等を理由とする短期的な居住者は、転出入によって一定数が流動的に入れかわる傾向が考えられます。また、一方、20年以上の居住者の転出は今年度3期連続で2桁の数を記録しており、結婚とか就職等のライフイベントを契機とした転出が人口減少の構造的要因として定着していることがうかがえます。

それから、次に縦長の行政区別人口をごらんください。

年少人口ゼロ歳から14歳、比率のところですが、計のところ12.44%、これ前年同時期は12.87%ございまして、0.43ポイント、57人の減少となりました。

それから真ん中、生産年齢人口15歳から64歳、60.57%、これは前年同時期61.40%に比べまして0.83ポイント、153人の減少となっております。

それから高齢化、老年人口65歳以上は26.99%、前年同時期25.73%に比べまして90人の増加となっております。以上で少子高齢化が目立った形となっております。

ます。

別添、転出に関するアンケートと転入に関するアンケートの集計結果を配付させていただいておりますが、転出に関するアンケートも転入に関するアンケートの中も、理由はいずれも仕事のためというのが一番多い回答となっております。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方、挙手願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようでございます。

じゃ、続きまして、平成27年度国民健康保険特別会計（事業勘定）予算決算見込概要について、当局の説明を求めます。長谷川課長。

○戸籍・保険課長（長谷川みどり） 平成27年度国民健康保険特別会計（事業勘定）予算の決算見込概要につきましてご説明させていただきます。

決算概要の資料をごらんください。

決算見込額、平成27年12月末現在、歳入額13億4,088万7,497円、歳出額14億2,994万1,998円、歳入歳出差し引き額がマイナスの8,905万4,501円、実質単年度収支がマイナスの2,273万7,928円の赤字となっております。

まず、歳入科目に係る主な事項でございますが、国民健康保険税は収納率1.9%増、滞納繰り越し分の収納額は367万7,000円の増、しかし、被保険者の減少によりまして現年度分の収納額は432万7,000円の減となっております。

それと国庫支出金、府支出金につきましては、今後京都府のヒアリングを得て交付額が決定される予定となっております。

それから、歳出科目に係る主な事項として、療養諸費になりますが、昨年度末から続きます医療費の増加に減少傾向が見られませず、平均給付月額は下のおりちょっと大きく増加しております。今後、当初予算比率におきまして21.6%を占める国・府支出金が、医療費等の実績に基づき決定される見込みでありますことから、交付決定状況及び医療費の状況によりまして、この決算額が大きく変動することもあります。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。今西委員。

○委員（今西久美子） ちょっとなかなか厳しいですね、見ているため息しか出ないん

ですけれども、だからといってその保険税が上がるということになれば、ますます滞納もふえる悪循環だと思うんですね。その辺はちょっと意見として言うしかないんですけども、保険税が上がらないようにご努力をお願いしたいと思います。もう答弁は結構です。

○委員長（垣内秋弘） 答弁結構ですということですか。

ほかに何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） じゃ、よろしいですか。

次に、平成28年度宇治田原町国民健康保険制度改正について、当局の説明を求めます。長谷川課長。

○戸籍・保険課長（長谷川みどり） それでは、28年度宇治田原町国民健康保険制度の改正につきましてご説明させていただきます。

26年度、平成27年度に引き続きまして、現年度、1の賦課限度額の改正と2番の保険税の軽減所得の変更、対象拡充につきましては、昨年12月24日に閣議決定をされました。

制度改正の趣旨は、負担能力を有する高所得層に応分の負担を求めため賦課限度額を引き上げまして、低所得者に対しましては物価上昇見通しを踏まえ、軽減措置判定所得を引き上げ、軽減判定となる対象幅を拡充するものでございます。

まず、1、賦課限度額の改正ということですが、今回は医療分が52万円が54万円、支援金分17万円が19万円と2万円ずつの増額で、限度額超過世帯医療分、現行52万円で限度額超過世帯が34世帯ですが、28年度賦課すれば変わりますけれども、現在の所得で算定した場合は54万円に上がる超過世帯は30世帯、それから支援金分は現行17万円の超過世帯が20世帯、19万円に引き上げられることにより超過世帯が16世帯となります。

2ページ目なんです。次に、保険税の軽減判定所得の変更、対象の拡充でございますが、世帯全員の合算所得が一定の基準額以下の場合、負担軽減を図る観点より平等割額、均等割額につきまして減額措置を適用するものでございます。7割軽減は変更がございませんが、5割軽減で現行33万円プラス（26万円掛ける被保険者数）が、改正後は33万円プラス（26万5,000円掛ける被保険者数）に、2割軽減で現行33万円プラス（47万円掛ける被保険者数）が改正後は33万円プラス（48万円掛ける被保険者数）になりまして、軽減対象者の拡充になります。

なお、1の保険税の賦課限度額と2、軽減所得判定の施行日は、28年4月1日でございます。総務省は国民健康保険税を規定した地方税法施行令を改正される予定で、それに伴いまして宇治田原町の国民健康保険税条例の改正を行う予定でございます。ただ、昨年は年度末の3月31日に地方税法施行令が公布されましたことから、今回も年度末になる見込みでございます。

それから次に、3番の入院時食事療養費の変更につきましては、9月14日の委員会で国民健康保険の広域化の中でも触れさせていただいておりますが、平成27年5月29日に公布されました持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律に盛り込まれております。入院等在宅医療の負担の公平を図る観点から、28年4月1日から負担額を引き上げられます。

ただし、低所得者の負担額は据え置きになっております。一般所得、65歳以上も65歳未満も平成28年4月から1食360円、平成30年4月から1食当たり460円となります。

以上で、28年度の国民健康保険制度改正について説明を終わります。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。今西委員。

○委員（今西久美子） もう保険税上げないでと言ったところなんですけれども、その限度額、この間もう本当にどんどん上がっていますよね。たくさん所得のある方についてはというお話、それはそうなんですけれども、といっても宇治田原の対象者にしたら、もう本当にたくさんということでは私は決してないと思うんですよね。やっぱりそのボーダーラインにいる方の負担が本当にふえると、そんなに対象者が多くないので、増加分としてはせいぜい100万円程度やと、予定ではね。そこを本当にふやして、限度額をふやすことが宇治田原にとっていいのかどうかね、私は非常に本当に疑問なんです。

やっぱりここはもう国の負担額をふやしてもらうしか私はないといつも言っていますが、ないと思うんですね。担当課としてはもう本当にどうしようもないというふうに私は思うんですけれども、やはりここは宇治田原町として理事者の方には、もう本当に声を大にして、何とかしろと、国の責任やということをお願いしたい。いろんな団体を通じてというふうにもいつも答弁されますけれども、もう本当に小さな町の国保、どこもそうですけれども、大変やと思いますので、その辺は小さな町から発信をするという意味も込めて、もう本当に何とか国に対してお願いしたいと思いますが、副町長、いかがでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 副町長。

○副町長（田中雅和） 先ほど今西委員さんもおっしゃったように、従来から保険税のいわゆる国民、大きくは国民健康保険を制度を守ることが大きな大前提ありますけれども、そういう中でいかに町の実情を深く、全国同じような状況だと思いますので、そういった意味では、町村会等を通じまして国のほうに従来から要望しておりまして、今後とも同様に要望なり、そういったことは声を上げていきたいと、こういうふうにご考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（垣内秋弘） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようでございます。

じゃ、次に、後期高齢者医療保険第5期（平成28・29年度）保険料改定について、当局の説明を求めます。長谷川課長。

○戸籍・保険課長（長谷川みどり） それでは、後期高齢者医療保険第5期（平成28・29年度）保険料改定につきましてご説明させていただきます。

後期高齢者医療制度では、財政運営期間を2年間としており、平成27年度で第4期、26・27期が終了するため、京都府後期高齢の広域連合では第5期、平成28・29年度に向けて医療給付費等の推計を得て保険料が見直される予定でございます。

下にちょっと今までの保険料額、率の推移を上げておりますが、今現在、第4期、26・27ですが、均等割額が4万7,480円、所得割率が9.17%、1人当たり保険料額が7万3,822円、増減額・率が464円減、0.62減となっております。

現在、京都府の後期高齢者医療広域連合において、下の参考にもありますが、医療給付費とか被保険者数の伸び等から必要経費を見込み、診療報酬の改定、消費税の引き上げ、剰余金等を踏まえて試算中でありまして、平成28年1月18日、昨日ですね、後期広域連合の正副連合長会議で報告後、1月25日に市町村の担当課長会議にて説明される予定となっております。

恐らくこの第5期については、28・29の試算は、均等割額で4万8,924円、所得割率が9.84%、それから保険料設定時の試算が7万5,546円、増減額が1,645円、2.2%ではないかと思われませんが、正式な数字につきましては市町村への説明後になります。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方、挙手願います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(垣内秋弘) ないようでございます。

じゃ、これにて戸籍・保険課所管事項報告の質疑を終了いたします。

次に、福祉課所管の第2期宇治田原町地域福祉計画の策定につきまして、当局の説明を求めます。大江理事。

○理事兼福祉課長(大江輝博) それでは、第2期宇治田原町地域福祉計画の策定につきまして説明をさせていただきます。

資料のほうをごらんいただきたいと思います。まず、地域福祉計画でございますが、社会福祉法の第107条の規定に基づきまして市町村が策定いたします行政計画でありまして、地域の助け合いによる福祉、いわゆる地域福祉を推進するための理念と仕組みをつくる計画となっております。

また、町政運営の基本方針であります本町のまちづくり総合計画の部門別計画として位置づけられておりまして、高齢者、障がい者、児童、健康増進、介護保険などの保険福祉に関連する各計画と整合を図りながら、これらの計画に共通する考え方でありまして、住民生活全般にわたる福祉の向上を図るための理念と、それをもとにいたしました町全体の取り組みを明らかにしていくものでございます。

なお、地域福祉の概念といたしましては、住民一人一人が住みなれた地域で安心感、充実感を持って暮らすことができるよう、自助や公助で対応が困難な福祉ニーズ、生活課題を地域内で共有し、その解決を図るために多様な担い手——住民、地域団体、事業者、行政などが相互に連携協力し、みんなで支える地域社会を目指す取り組みということで概念を説明されております。

本計画につきましては、計画策定委員会を設けさせていただきます。取り組みをいただくこととしております。宇治田原町地域福祉計画策定委員会は、学識経験者、町内で地域福祉活動を実践している方、関係団体の代表者、また公募委員等によりまして設けておりまして、必要な事項を調査及び協議し、最終的に町長に意見を具申していただくということとしております。

昨年12月に開催いたしました第1回の委員会で、会長に朝田佳尚京都府立大学公共政策学部福祉社会学科准教授に会長をお務めいただくこととなっております。ほか委員12名、議会のほうからは垣内委員長にもお願いをしております。そしてまた、公募委員女性1名にも参画をいただきまして、合計13名の委員さんで計画策定委員会をお願いしているところであります。

策定のスケジュールでございますが、先ほど申し上げましたとおり、昨年12月21日に第1回の委員会を開催しております。計画の策定につきまして、全体的な説明をさせていただきましたのと、今後のスケジュール案につきましてご協議いただき、住民意識調査の実施について第1回の委員会でご協議をいただいたところでございます。

そして、アンケート調査を実施することといたしまして、今月、1月中旬から2月上旬としておりますが、1月の先週15日の金曜日に発送いたしまして、2月1日までの期間といたしまして、アンケート調査を現在実施しております。18歳以上の住民2,000名、前回と同様でございますが、無作為抽出をいたしまして、2,000名の方にアンケート調査を実施しているところでございます。

3月下旬に、今年度第2回の委員会を実施いたしまして、現在実施しておりますアンケート調査の結果につきましてご報告をさせていただく予定でございます。

年度が変わりまして、4月から7月につきましては現状分析、そしてまた、現行計画の施策の取り組み状況の把握等を行いまして、住民意見聴取の実施、7月としておりますが、これはもう第1回の委員会でワークショップを前提に実施をしていくということでご確認をいただいております。そしてまた、課題分析等を行うこととしております。

裏面を見ていただきまして、8月に第3回の委員会を予定しております。現状分析、住民意見聴取の結果等をご報告させていただき、計画の骨子案につきましてご協議をいただくこととしております。

12月上旬には第4回の委員会、計画の素案、そしてまたパブリックコメントを実施することとなりますので、そのご協議をいただいて、12月から年明けの1月、29年になります。パブリックコメントを実施し、29年2月の下旬に最終的に第5回の委員会でパブリックコメントの結果報告と計画書の最終案につきましてご協議をいただき、町長への意見具申案についても検討いただくこととしております。最終的には、3月に町長への意見具申をもって終えていただくということとしております。

なお、アンケート調査でございますが、先ほど申し上げましたとおり、もう既に実施をしておりますが、計画策定に当たりまして、住民の地域福祉に関する考え方や意見、福祉サービス等に対するニーズ等を把握し、計画策定及び施策検討のための基礎資料とすることを目的に実施をするものでございます。郵送によります配布と郵送による回収を基本としております。調査対象は18歳以上の方2,000名。実施期間、1月15日に発送しております。2月の下旬ということで2月1日までを期限としております。

なお、第1回の委員会でも、アンケートにつきましては回収率を上げるということが大事であるというようなことで、周知を十分にするようにということをご意見もいただいております。現在、区自治会へお願いをいたしまして、アンケート調査を実施している旨、届きました場合には協力いただくということで啓発を図っているところでございます。

参考といたしまして、アンケート調査そのものをおつけさせていただいております。内容全ては説明させていただきませんが、この中で、委員会の中でもポストへの投函が困難な場合、郵送による回答としておりますので、そういう方の対応も必要ではないかというようなご意見もいただいておりますので、今回はそういった方につきましては町のほうへご連絡くださいということで、事務局のほうでまた個別に対応するというようなことも考えております。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。今西委員。

○委員（今西久美子） アンケート調査の中に、調査結果を社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画の次期計画策定に当たりというふうにあるんですが、ちょっとこの辺のその社協の地域福祉活動計画と町の地域福祉計画の関連について、もう少しご説明をいただけますでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 大江理事。

○理事兼福祉課長（大江輝博） この内容につきましては、前回はアンケートを併用して、社会福祉協議会が策定することとしております地域福祉活動計画、社協が取り組みをする計画を地域福祉活動計画ということでまとめることとしております。これは、町が、自治体が策定いたします地域福祉計画と両輪のような形になっております。社協として取り組むべき地域福祉の活動を明らかにするといったものが地域福祉活動計画でございます。同時期に策定することとしておりますので、アンケートが重複することもございます。社協でお聞きをしたいというような内容もこのアンケートの中に盛り込んでいるということで、ご理解をいただきたいというふうに考えます。

○委員長（垣内秋弘） ほかにございませぬか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようでございますので、福祉課所管事項報告を終了いたします。

これで、日程第2、所管事項報告についてを終わります。

次に、日程第3、その他を議題といたします。

委員から何かございましたら挙手願います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(垣内秋弘) 当局側は何かございますか。大江理事。

○理事兼福祉課長(大江輝博) それでは、福祉課のほうから、みんなの家の開館日の変更につきましてご報告をさせていただきたいと思います。

現在、立川の平岡にございますみんなの家は、毎週水曜日と金曜日を開館日として運営しているところでございますが、新年度4月以降、この水曜日を火曜日に変更するというので現在調整をしております。現在、水曜日に開館をしているところでございますが、利用されている多くの方、またスタッフ会議におきまして、水曜日の利用が幼稚園の午前中で終了するとか、あるいはまた小学校も短縮授業でうちのほうに保護者の方が早く帰らなければならないといったことで、もう水曜日の1日の利用がなかなか難しいと、それであれば火曜日のほうが町のほうの図書館、文化センターの開館日もあるというようなことから、そういった方の利用にもつながるのではないかとということで、火曜日を望まれておりますので、新年度からは水曜日を火曜日に変更いたしまして、毎週火曜日と金曜日という形で開館日を設定したいというように考えております。以上でございます。

○委員長(垣内秋弘) ほかにございますか。

事務局のほうは。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(垣内秋弘) なしですか、はい。

じゃ、特に全体を通じてないようでございますので、日程第3、その他についてを終了いたします。

これで、ただいま出席の所管課にかかわる事項を終了いたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

休 憩 午後2時28分

再 開 午後2時34分

○委員長(垣内秋弘) そろいましたんで、ただいまより休憩前に引き続き会議を始めたいと思います。

職員の入れかえが終わりましたので、教育課所管にかかわる事項について始めます。

会議はお手元に配付しております会議日程(1の2)により進めさせていただきます。

日程第1、第4四半期の事業執行状況についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。谷村教育次長。

○教育次長（谷村富啓） それでは、教育課所管の第4四半期の事業執行状況の説明をさせていただきます。

5ページをお開き願います。

まず、1つ目でございますけれども、小中一貫教育推進事業でございます。1月16日、先週でございますけれども、終了させていただきました小中学校の学校公開をさせていただきました。そして、今週でございますけれども、1月21日でございます地域報告会としまして、ことぶき大学との場を設定させていただきました地域報告会をさせていただきます。こういった小中一貫の関係の学校公開、地域報告会等含めまして、全般的な小中一貫教育の推進を進めているところでございます。

2番目につきましてでございます。社会科副読本、宇治田原の「わたしたちの宇治田原町」作成事業でございます。2月の中旬に編集委員会をさせていただきまして、3月の下旬をめどに作成を完了を予定しております。今現在、最終調整の段階に入っている状況でございます。先ほども言いましたとおり、次年度に向けての作成を今現在、最終の詰めをしているところでございます。

3つ目でございますけれども、学力充実事業でございます。CRTテストを1月13、14日の日に小学校の全学年を対象にしまして実施させていただきます。

4番目でございますけれども、本に親しみ豊かな心を育む図書整備事業でございます。これにつきましては、各学校に図書館司書を、学校図書司書を配置させていただきまして、読書活動の促進を図っている状況でございます。

5つ目でございますけれども、英語力向上推進事業でございます。英語の検定でございますけれども、1月22日、中学校1年生、2年生を対象に実施します。右側でございますとおりの受験人数を書いてございます。準2級が6名、3級が15名、4級が91名、5級が84名、計196名の受験の状況でございます。

6番目でございます。生涯学習情報発信事業でございます。これはもう後期の情報誌を発行させていただきまして、引き続き情報を発信するとともに情報収集に努めている状況でございます。

7番目でございます。生涯学習推進事業でございます。1月23日には野鳥観察と化石学習ということで事業を行います。また、2月でございますけれども、2月8日、9日、10日、12日にパソコン教室、それと2月20日でございますけれども、歴史

講座としまして「郷土を愛した偉人」ということで、歴史講座を開催させていただきます。そして、今年度最終のことぶき大学の修了式でございます。3月25日を予定させていただきます。

続きまして、8番目でございます。「うじたわらの日」学校給食推進事業でございます。この事業につきましては終了してございます。右に書いておりますとおり、5月15日にお茶漬けの日、9月30日の日には町制施行の日、10月9日には田原祭りというように3回の「うじたわらの日」を設けさせていただきます、学校給食の提供をさせていただきます。

めくっていただきまして6ページでございます。

9番目でございますけれども、みんなで食べよう！ふれあい給食開催事業でございます。1月の下旬でございますけれども、ふれあい給食をさせていただきます。これは学校のほうに給食調理員が行きまして、調理員と一緒に児童生徒がふれあいの給食を食べるというふうなことでございます。それと、3月の下旬でございますけれども、卒業お祝い給食としまして、中学校3年生対象としては3月8日、小学校6年生対象に3月15日に卒業お祝い給食をさせていただく予定をしております。

以上が、教育委員会教育課所管の第4四半期の事業執行の状況でございます。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方、挙手願います。原田委員。

○委員（原田周一） 小中一貫のことについてもあれなんですけれども、それはもうやめておきます、同じことになりますんで。5番目の英語力向上推進事業、受験者196名ということなんです、これ全生徒にならないんですね。何%ぐらいになるんですか、割合は。対象者。

○委員長（垣内秋弘） ちょっと暫時休憩いたします。

休 憩 午後2時41分

再 開 午後2時43分

○委員長（垣内秋弘） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

谷村次長。

○教育次長（谷村富啓） 中学校1、2年生対象に実施させていただきます英語検定でございますけれども、受験の割合が98.5%でございます。

○委員長（垣内秋弘） 原田委員。

○委員（原田周一）　ということは、残り1.5の方は全く受けられないということではないでしょうか。

○委員長（垣内秋弘）　谷村次長。

○教育次長（谷村富啓）　実質3名の生徒が受験をしてないというふうな状況になっているかなと思っております。

○委員長（垣内秋弘）　原田委員。

○委員（原田周一）　これはあくまで任意やとは思いますが、この上の3番の学力充実の児童生徒の習熟度に合わせた指導ということがここに関連してくるんですけども、この3名というのは、例えばこれぐらいの英語でしたら簡単やから受けない、あるいはもうわからないから受けない、そういった部分で、少ない数で3名かもわからないですけども、確認したいのは俗に言う落ちこぼれ、そういった人間になってないかどうか、そのあたりを把握されているのかどうか。教育委員会として、受けない理由について。その辺どうでしょう。

○委員長（垣内秋弘）　谷村次長。

○教育次長（谷村富啓）　原田委員のご質問の受けない理由につきましては、3名でございますけれども、教育委員会としては今現在把握してない状況でございます。今後把握に努めたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（垣内秋弘）　原田委員。

○委員（原田周一）　これは、今ちょっと先ほど言いましたその3番の学力充実事業、このCRTテストの結果で、結局、習熟度に合わせた指導を実施し、学力の充実を図ると、こういうようなかなり大きな700万以上の金額使ってこういった事業をされていますね、やはりきちっと俗に言う落ちこぼれのないような形で、せつかくこういう税金使って補助しているわけですから、しっかりと把握して個別に対応していくようにお願いしたいと思います。落後者出さないようにですね。以上です。

○委員長（垣内秋弘）　ほかにございませんか。今西委員。

○委員（今西久美子）　今の関連なんですけど、英検ですけども、これ授業中にやるということでしたよね。授業中にやるということは、例えば4級とか5級なんかはかなり人数が多いので、これちょっとどういう形でやるのか把握しておられますかね。例えば1年生の準2級、3級、4級、5級のクラスがあるのか、1年も2年も一緒にやるのか、大体何クラスぐらいでやるのか、その辺がもしわかるようであれば教えてほしいんですけども。

○委員長（垣内秋弘） 池尻補佐。

○教育課課長補佐（池尻一広） 教室状況についてはちょっとまだ把握していない状況で
ございます。また、当日につきましては教育委員会のほうから出向いていきたいと思っ
ております。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） ちょっと何を心配しているかということ、当然教室ごとに先生がつ
かないといけませんよね。英語の先生だけではもちろん足りないので、ほかの教科の先
生も対象となるかと思うんですけれども、その授業中にやるということで、本来余り受
けたくないような子も含めて私は受験してるん違うかなというふうな心配があるんです。
当然、英語力の向上のためには受験してもらったらそれはいいんですけれども、あくま
で希望者ということであるならば、私は授業中にやるべきではないと思うんですね。

その3名のお子さんについては別途授業をするみたいなお話もありましたけれども、
それにも教員が必要なわけですよ。その辺で、もう日ごろいつも言っていますけれど
も、先生方の負担がこの英検を受けることによってより増すんではないかというような
懸念があるんですが、その辺はどうでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 池尻補佐。

○教育課課長補佐（池尻一広） 本来ならばその授業というので、英語以外の教科になる
かとは思いますが、そのときにつきましても授業はあるわけなので、勤務体制
としてはそれほど大きな変わりはないとは思いますが、その教員の教科で協力
願うというふうなことでお願いしているかと思えます。以上です。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） 思うという、そういうお話でしたけれども、これ現場の先生の一
回意見聞いてください。本当にその時間帯がいいのかどうか、そういう体制がいいのか
どうかを、校長先生だけじゃなくて実際に担当する先生方の声も、もうことし2年目で
すのでね、十分わかっておられると思うので、ぜひとも聞いていただきたいと思いま
すが、どうですか。

○委員長（垣内秋弘） 池尻補佐。

○教育課課長補佐（池尻一広） 学校のほうとまた十分意見交換を行いながら進めていき
たいと思います。

○委員長（垣内秋弘） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようでございますので、日程第1、第4四半期の事業執行状況を終わります。

次に、日程第2、所管事項報告につきまして議題といたします。

学校給食における衛生管理マニュアル等について当局の説明を求めます。広島給食センター所長。

○共同調理場所長（広島照美） 失礼いたします。

それでは、学校給食における衛生管理マニュアル及び異物混入対応マニュアルについて説明させていただきます。

マニュアルにつきましては、まず、調理場運営委員会衛生管理部会で素案を作成しまして、校長会、教育委員会、調理場運営委員会で協議し策定いたしました。

それでは、まず、お手元の資料、衛生管理マニュアルをごらんください。

調理場では、1ページの「はじめに」にありますように、文科省の学校給食衛生管理基準、厚労省の大量調理施設衛生管理マニュアルに従って衛生管理を行ってききましたが、食中毒や異物混入を未然に防止するため、衛生管理をより徹底するため本町のマニュアルとして作成しております。

内容につきましては、作業前の点検、食品の取り扱い、調理方法、調理機器、器具の洗浄・消毒、その他の防止対策等となります。

衛生管理マニュアルの内容につきましては、今現在、調理場において実施しているものになります。

それでは、マニュアルの2ページをごらんください。

作業前の点検としまして、健康管理についてでございますけれども、毎日点検を行うものとして健康調査表がございます。こちらは毎日、作業開始前に職員、臨時職員全員が各自点検表により健康状態チェックを実施し記入しているものでございます。

下のほうに、定期的に点検を行うものとして、健康診断は年に1回実施、検便につきましては毎月2回実施しております。

3ページをごらんください。

服装でございますけれども、異物混入につながらないように、作業衣につきましては施設専用の作業衣を着用し、作業衣のポケットには物を入れない。帽子をかぶり、毛髪が1本も出ないように覆い、ヘアピンは使用しない。マスクを着用すること。その他としまして、指輪、時計、ネックレス、イヤリング、ピアス等は外し、爪は短く切り、マニキュアはしません。

次に、5ページをごらんください。

手袋着用を必要とする作業及び対象者というふうに記載がありますが、手に傷や化膿巣がある場合はゴム手袋を着用し作業に当たることとしております。

次に、6ページでございますけれども、手洗いですけれども、その後の7ページ、8ページに手洗いマニュアルを掲載しておりまして、同様の手洗いを実施しております。手洗いが必要なときですけれども、作業開始前及び用便後や作業区域の移動時には手洗いを実施します。

また、作業中の手洗いとしましては、食品に直接触れる作業の開始直前、生の食肉類等に触れ、ほかの食品及び器具等に触れる前、配缶直前ということにしております。

次に、9ページをごらんください。

9ページには、使用水について記載しておりまして、使用水の外観（色、濁り）、臭気、味等の確認を毎日しております。あと、遊離残留塩素を毎日確認します。

次に、10ページですけれども、検収ですけれども、食品納入の際の検収の方法について記載してございます。

次に、12ページですけれども、保存食とあります。こちらは、原材料、加工食品、調理済み食品の保存食のとり方について記載しております。

次に、15ページをごらんください。

15ページは、食品の取り扱いとして袋物の開封について記載しております。袋物につきましても、はさみを使用し、全部切り落とすとしておりまして、切れ端が異物混入につながることを避けるため、2度切りはしないですとか、1度で切ることができなかつた場合は、切り落とさず切り口が合っているか確認するなどします。

16ページ以降は、調理方法についてですが、調理方法における衛生管理について17ページまで記載しております。

すみません、18ページ以降は、調理機器、器具の洗浄・消毒方法について記載しております。

最後のページになりますが、24ページでございます。

その他の防止対策として、スポンジやねじの異物混入につながらないよう対策をとっておりまして、特にスポンジにつきましても、1学期に異物混入があったことにより、検討し、対策をとることとしたものでございます。

スポンジにつきましても、毎日洗い残しやスポンジの切れ端等が残っていないかをチェックし、ねじにつきましても、ねじの緩みがないかチェックすることとしております。

最後、6番の衛生管理マニュアルの徹底のために、定期的な研修の実施、臨時的な研修としましては、新規採用時には採用者に対し研修を行うこととしております。

衛生管理マニュアルにつきましては、以上でございます。

続きまして、異物混入対応マニュアルをごらんください。

学校給食は、栄養と安全が適正に管理されていなければならない、中でも集団給食業務における衛生管理上重要なことは食中毒発生と異物混入の防止であり、大量調理している給食については異物混入のおそれがあることから、異物混入対応マニュアルを作成し、その対策を講じることとしました。

内容につきましては、異物混入の防止対策、主な混入異物の分類、調理場において異物の混入が発見された場合の対応、提供後に異物が発見された場合の対応という構成になっており、それぞれの対応については、主な混入異物の分類、2ページにあります非危険物と危険物により対応するようになっております。

マニュアルの中で児童生徒とありますけれども、調理場では幼稚園にも給食を提供しておりまして、幼稚園については本マニュアルに準じて対応いたします。

それでは、異物混入対応マニュアルの1ページをごらんください。

最初に、異物混入の防止対策として調理場における防止対策とありまして、検収、下処理、調理の全ての過程で複数の調理員の目視を徹底し、異物の発見に努めることとしております。

2番の学校における防止対策としまして、学級での衛生管理として、教室での配食は学級担任等の管理及び指導のもと、異物が混入しないよう十分注意し対応いたします。

次に、2ページの主な混入異物の分類ですけれども、主な混入異物の分類につきましては非危険物と危険物に分類しておりまして、非危険物につきましては、異物自体は不快であり衛生的ではないが、健康への影響が少ないと思われる異物が該当します。危険物につきましては、喫食することにより、健康被害が生じるおそれがあるものが該当します。その危険物の分類は、危険物と危険物に準ずる物とに分けておりまして、危険物に準ずる物としましては、非危険物とも危険物とも判断がつかなく、健康被害が懸念されるもの、また、非危険物ではあるが大量に混入し、取り除けない場合が危険物に準ずる物となります。

続きまして、3ページをごらんください。

3ページには、調理場において異物の混入が発見された場合の対応としまして、1番、検収、洗浄、裁断等、加熱調理前の作業で発見された場合ですけれども、その場合、所

長の判断で取り除ける場合は異物を取り除いて使用します。取り除けない場合は当該食材を廃棄します。

3つ目に、2番の過熱調理時、配缶時に異物の混入が発見された場合は、所長の判断によりまして、非危険物であれば一部取り除いて提供し、危険物であれば提供を中止もしくは減量して提供します。

次、すみません、4ページでございます。

4ページ、提供後に異物が発見された場合の対応でございます。こちらは学校で発見された場合になります。すみません、非危険物、危険物に分類し対応することになりますのですけれども、危険度の判断者はそれぞれ校長が判断することになります。

給食につきましては、非危険物の場合は、異物の除去につきましては、食缶の中に異物が混入していた場合は取り除いて配膳し、配膳後に発見された場合は食器ごと交換して喫食することになります。

危険物の場合、給食は当該学校を即時停止、もしくは状況に応じて全学校を停止します。この場合に町内の全保護者に通知を行うこととしております。

4ページから6ページについては、対応について書かれておりますけれども、9ページに異物混入対応フローがございまして、そちらのほうに対応しておりますので、9ページを見ていただいて説明のほうをさせていただきたいと思っておりますので、9ページのほう、ごらんください。

学校における異物混入対応フローということで作成させていただいております、教室におけるまず初期対応になります。異物が発見された場合、担任等がまずは児童生徒の安全確認をし、次に、異物混入の状況の把握をします。その際には、③とあります異物の保全ですけれども、できるだけ発見した状態のまま異物を保全します。例えば、配膳後であれば食器ごと保全するということになります。異物混入の状況を把握した後に、給食を一時停止し、すぐに校長に報告します。校長に報告し、校長が危険物であるか非危険物であるかの判断をすることになるんですけれども、このときに速やかに調理場、教育委員会に異物混入状況を伝え、対応を協議しつつ、危険物であるか非危険物であるかの判断をし、給食の停止や給食の再開を決定することになります。

一番下に事後対応とあります。こちらにつきましては、学校は児童生徒の健康観察、また保護者対応を行います。調理場のほうと連携し、調理場のほうも学校と連携しまして保護者対応等をとっていきます。

すみません、説明のほうは以上になります。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。原田委員。

○委員（原田周一） この間からいろんなちょっと事故があって、こういったマニュアルをつくられたんですが、今、これ全部が全部読めないんですけども、まず、2ページ目の毎日点検を行う、健康調査表ということなんですけれども、例えばこれは誰かが健康状態をチェックするのか、あるいは自己申告のものなのか、そのあたりどうでしょう。

○委員長（垣内秋弘） 廣島所長。

○共同調理場所長（廣島照美） 健康調査表につきましては、各自がチェック表に記入をしていくことになりまして、自己申告という形になります。

○委員長（垣内秋弘） 原田委員。

○委員（原田周一） それで、先ほどこの2ページの右下のほうに、正規職員、嘱託職員、臨時職員とこうなっていますね。そうすると、例えば時間幾らでパートみたいな形で来られている人が、極端に言えば、少々無理しても、病気を自分で隠してでも、その中に入ったらその間お金になるわけですから、自己申告いうことであればちょっと問題があるん違うかと。何かもっとチェック方法を考えんとあかん。あとノロやら何やら出ていますけれども、やはりその検便以外にも、例えば温度をはかるとか、体温ね、その場でやるとか、何かいう対応が必要なん違うかな思うんですね、最低限。

それから、もう一つは、この作業着やら何やらここ書いてあるんですけども、私ちょっと給食センターの調理室というのはわからないんですけども、あそこはエアシャワーってあるんですか。

○委員長（垣内秋弘） 廣島所長。

○共同調理場所長（廣島照美） 調理室に入る前にはエアシャワーはございます。

○委員長（垣内秋弘） 原田委員。

○委員（原田周一） ということは、エアシャワーがあるということは必ずそこを通るということですね、入室する場合。普通、私も過去商売、ずっとサラリーマンやっていたとき、食品会社には大手いろんなところ出入りしているんですけども、最低限そのエアシャワーかかる前に、あれ何ていうんですか、粘着テープのころころいうのかな、それで全部あれして、それからエアシャワーにかかってから作業現場に入ると。それでも髪の毛とかなんとかの混入あるわけですよ。だから、やはりそのあたりの二重、三重のところ、このマニュアルには何かそこまで書いてないん違うかな思うんですけども、そのあたりはどうなんでしょう。

○委員長（垣内秋弘） 廣島所長。

○共同調理場所長（廣島照美） 最初にご指摘のありました体温等のことではございますけれども、体温につきましては各自朝に必ず計測して、はかった上で記入するようにはなっているんですけれども、あと、アルバイトさんとか、言われへんとか、そういうこともあるんじゃないかというご指摘もありますけれども、そちらにつきましては、調理場では衛生管理については必ずそれぞれの臨時職員さんにもしております、体調が、例えば下痢があったり嘔吐があったり、家族の方でも下痢・嘔吐ある場合は必ず申告してもらおうようにしております、そこは徹底できていると思っております。

次に、服装のことではございますけれども、施設専用の作業衣を着用するというふうにさせていただいております、作業衣というエプロンになるんですけれども、一番上にエプロンを必ず着用してもらおうことになるんですけれども、エプロンにつきましては必ず作業後に毎日洗濯をして使っております、そちらも必ず異物ついてないかどうかを確認した上で新しいものを着用することになりますので、そこも徹底できていると思っております。

○委員長（垣内秋弘） 原田委員。

○委員（原田周一） その材料そのものの外からの異物云々ということもあるんですけれども、やはりその調理員そのものの物が、髪の毛とか、あるいは極端な話、爪とかね、そういうのが入るといってもありますんで、少なくとも作業員からはあくまでそういったものはもう一切出ないようにして、あるいは一旦その調理場へ入ったら、休憩時間まではもう外へ出さないというぐらいの、何かトイレもどうのこうのと書いていましたけれども、やはり少なくとも一定の作業を終るまでは、もう一旦中へ入ったら出さないぐらいの徹底した管理が必要じゃないかと思えますんで、そのあたり含めて、このマニュアルももう一度何か見直して、あくまでこれ手順書ですんで、マニュアルというのは、だからやっぱりそういったことを含めて、もうちょっと検討する必要があるんじゃないかという気はするんですけれども、何かちょっとざっくりな書き方なん違うかな思うんですけれども、そのあたりいかがでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 廣島所長。

○共同調理場所長（廣島照美） ざっくりな書き方ではないかというようなご指摘いただいておりますけれども、調理場では衛生管理については当然臨時職員に対しても研修した上で、十分に衛生管理には注意してもらおうように指示しているところで、職員のほうで臨時職員さんに対して何か気づいたところがあれば、すぐに改善、指導なりさせてい

ただくように対応はしております、十分に対応できるようにまた検討もしていきたい
と思いますので、ご理解いただければと思います。

○委員長（垣内秋弘） 原田委員。

○委員（原田周一） この間、スキーバスの運転手のあの事故じゃないですけども、つい先日起こった、それもその大型二種持っていて云々という話違いますけれども、結局、その申告を信用して、採用して運転させて事故起こったというようなことなんかもありますんで、やはり私はこれマニュアルというのは事細やかな部分まで書いてね、絶対事故というのはあってはならないものですから、その辺はその口頭で徹底していますとか、皆理解してもらうてますいうんじゃないで、やはりその辺は終始、完全に徹底できるような教育を含めて、マニュアルそのものをやはりぴしっとつくっていく必要があると思いますんで、一応これはあくまで要望で、一応こうやってつくられたんで、もっと細かい仕様書にしたほうがいいんじゃないかというふうに一応思いますので。

○委員長（垣内秋弘） 谷村次長。

○教育次長（谷村富啓） 今回の衛生管理マニュアルにつきましては、文部科学省の学校給食衛生管理基準とか、または厚生労働省の大量調理施設衛生管理マニュアル、その2つのいわゆる基準を参考にさせていただきました、本町に対応のできるマニュアルをつくらせていただきました。

特にこういうマニュアルをつくった段階におきましては、もうこれに従ってやっぱり従事するのが当たり前のことと思うんですけども、マンネリ化になってきましたら一番心配な面がございますので、その辺をやっぱり重々注視させていただきまして、日々の点検、また学期ごとの点検とか、また研修とかを兼ね備えていながら、よりよいマニュアルにしていく方法等も今後考える必要があるなと思っていますけれども、まず、この本来のマニュアルを徹底して調理に従事していきたいと思っています。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） ほかにございますか。今西委員。

○委員（今西久美子） 先ほど職員、臨時職員というお話もありましたけれども、ちょっと職員体制を教えてくださいんですけども、正職なり臨時職員なりアルバイトなり、どれくらいの人数で今稼働しているのか。

○委員長（垣内秋弘） 廣島所長。

○共同調理場所長（廣島照美） 失礼いたします。

正規職員につきましては、所長を含め6名になります。嘱託職員につきましては1名

で、臨時職員につきましては9名となっております。臨時職員の9名につきましては、半日勤務等の方もいらっしゃいますけれども、9名ということでございます。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） 先ほど原田委員のほうからもありましたけれども、その臨時職員さん9名も含めて、健康診断なり検便なり、これは徹底をしていると、そういうことでいいんでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 広島所長。

○共同調理場所長（広島照美） はい、そうです。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） 特に臨時職員さんなどは年度途中でかわられるということもあり得るので、そういうことも含めてマニュアルの徹底はよろしくお願いをしたいと思います。

それと、今までは、これをつくられるまでは、先ほど次長のほうからもありましたけれども、文科省とか厚労省の基準に従ってやってきたということでしたけれども、今までと今回のつくられたマニュアルで違う点、もっと徹底した点とか文科省や厚労省の基準よりもこんなふうに変更したとかそういうことがもしあれば、ちょっと教えてほしいんですけれども。

○委員長（垣内秋弘） 広島所長。

○共同調理場所長（広島照美） 以前、その学校給食衛生管理基準等に従ってやっていたものと今回のマニュアルと違う点でございますけれども、当然、宇治田原町の調理場に沿ったような形でマニュアルのほう作成させていただいておりますので、内容については、より町の調理場で実施しているものに近い形で作成させていただいている形になりますし、あとは、すみません、異物混入等ありまして、調理場内で検討した内容について、このマニュアルにもどういふふうに今後対策をとっていくとか、そういうふうなこと、決めたものをここに記載しているようなことになっております。

また、一番、このマニュアルの最後に、衛生管理マニュアルの徹底のためにというふうに上げさせていただいておりますけれども、研修等を実施したり、あとはマニュアルの管理責任者を調理主任、副主任を任命しまして、調理従事者への注意喚起を行うなど、このマニュアルを徹底するためにどういふことを実施するかということも記載しております。以上です。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） 子どもたちには毎日のことですし、本当に食べる食べ物ということで、健康にも関係することですので、本当にこの間、異物混入が続いてしまいましたけれども、こういうことがないように、当然ですけれども、徹底をお願いしたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。以上です。

○委員長（垣内秋弘） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようでございますので、日程第2、所管事項報告について、終わります。

次に、日程第3、その他を議題といたします。

委員から何かございましたら挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） 当局側、何かございますか。教育長。

○教育長（増田千秋） 御礼とご案内を申し上げます。

過日、先週の土曜日、16日の日に学校公開のほうを行わせていただきました。多数ご参観いただきありがとうございます。今週、1月21日2時から地域報告会を予定しております。ぜひご参観賜りますようご案内申し上げます。以上です。

○委員長（垣内秋弘） 事務局。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員（今西久美子） すみません、ちょっと今の件で。

○委員長（垣内秋弘） はい、今西委員。

○委員（今西久美子） 地域報告会ですけれども、また2小学校1中学校が一堂に文化センターに会して、一堂にというか一部だと思うんですけれども、報告をやるということですかね、内容について。

○委員長（垣内秋弘） 池尻補佐。

○教育課課長補佐（池尻一広） チラシ等でもお知らせさせていただきましたけれども、両小学校の6年生と、それから中学校のほうは2年生が会場に出向きまして、合唱、それからそれぞれの学習発表を行うことになっております。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） 以前も同じようなことを言ったと思うんですけれども、かなり寒い時期でもありますし、維孝館中学校の生徒さんは近いですけれども、宇治田原小、田原小それぞれちょっと離れておりますので、その辺の送迎などについては大丈夫でしょ

うか。

○委員長（垣内秋弘） 池尻補佐。

○教育課課長補佐（池尻一広） バスで、時間の関係もありますので、移動することになっておりますので、その辺は大丈夫かと思っております。

○委員長（垣内秋弘） ほかにないようでございますので、日程第3、その他については終了いたします。

これで、教育課所管に係ります事項を終了いたします。

本日は、平成27年度第4四半期の執行状況報告並びに所管事項報告を受けたところでございます。

今年度も第4四半期に入り、残すところ3カ月となりました。事業の執行に当たっては、年度内完了に向け最善の努力を求めておきたいと思っております。

なお、閉会中の委員会は本日の委員会が本年度最終としておりますが、3月議会に向けて開催の必要が生じれば調整いたしますので、委員各位、また町当局におかれましても対応をよろしくお願い申し上げます。

以上で、本日の文教厚生常任委員会を閉会いたします。

大変ご苦勞さんでございました。

閉 会 午後3時22分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

文教厚生常任委員会委員長 垣 内 秋 弘